

武蔵野市の将来を考える市民会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第五期基本構想・長期計画（以下「長期計画」という。）の策定にあたり、武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の検討に資するため、武蔵野市の将来を考える市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市（以下「市」という。）の将来像に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、市民会議の委員の公募に応募したもので、市長が適当と認めるもの（以下「市民委員」という。）10人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 平成22年7月1日現在18歳以上であること。
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 長期計画の策定及び市民会議の設置の趣旨を理解していること。
- (4) 原則として、月2回程度開催する市民会議の会議に出席することができること。
- (5) 武蔵野市議会の議員及び市の職員（嘱託職員を含む。）でないこと。

(策定委員会委員の指名)

第4条 市長は、市民委員のうち2人以内の者を、策定委員会の委員となるべき者として指名する。

(謝礼)

第5条 市民委員には、市民会議の会議への出席1回につき1,000円の謝礼を支払う。

(保険)

第6条 市は、市民会議の設置期間中、市民委員を被保険者とするボランティア保険に加入する。

(設置期間)

第7条 市民会議の設置期間は、平成22年9月30日までとする。

(事務局)

第8条 市民会議の庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

武蔵野市の将来を考える市民会議 委員名簿

氏名	住所
いしぐろ あいこ 石黒 愛子	緑町
いわせ まさのり 岩瀬 真実	吉祥寺南町
おがわ やすし 小川 靖史	吉祥寺北町
おぐら しげよし 小倉 成美	吉祥寺北町
さくべ みちこ 作部 径子	吉祥寺東町
しまの ひでのり 島野 秀教	中町
たにがわ けいこ 谷川 慶子	中町
にしかわ のぶき 西川 伸起	中町
にしむら まり 西村 まり	吉祥寺南町
ふるた こうじ 古田 弘二	西久保

*50音順、敬称略